平成２４年（フ）第６８号
函館市美原３丁目57番10号
債務者　日下　恵美
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第９号
岩手県大船渡市立根町字宮田34番地１、前住所岩手県大船渡市大船渡町字野々田11番地２
債務者　三宅ヒロ子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第２８号
山形市泉町27番７号　パークサイドＡ103号
債務者　細谷　直利
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９号
山形市小白川町４丁目７番29号　ベルゾーネ小白川Ｂ203号
債務者　鈴木　直美
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７４号
埼玉県八潮市緑町４丁目13番地６　コーポ武ノ内Ｉ―203
債務者　櫻庭　　勉
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
埼玉県八潮市緑町４丁目13番地６　コーポ武ノ内Ｉ―203
債務者　櫻庭エルサこと　サクラバ　エルサリマヨ
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
福岡県行橋市大字入覚1341番地
債務者　高城加代子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
福岡県行橋市大字中津熊340番地１　プリムローズＩ・Ｍ―Ｂ棟202号久家敦子方
債務者　唐嶋　　督
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
長崎県長崎市平野町22番36号　第一矢口ビル３Ｆ
債務者　橋本　利行
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９号
長崎県長崎市平野町22番36号　第一矢口ビル３Ｆ
債務者　橋本由起江
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
北海道野付郡別海町奥行32番地の25
債務者　山桑　正機
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第５２号
栃木県鹿沼市茂呂192番地２　有限会社豊進土建内、前住所栃木県宇都宮市明保野町４番12号
債務者　味野和　修
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第９１号
栃木県那須塩原市上厚崎576番地１　メルベーユ205号、前住所栃木県那須塩原市埼玉６番地1061　県営稲村住宅２―33号
債務者　杉本智恵美（旧姓細沢）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１３号
栃木県宇都宮市陽東８丁目８番10号
債務者　松城　香織
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１７号
栃木県宇都宮市石井町2991番地16
債務者　田中美代子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２３号
栃木県宇都宮市下岡本町4554番地１　今井ハイツ103
債務者　江俣美由紀
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２４号
栃木県宇都宮市伝馬町４番14号　大吉方
債務者　飯島　大輔
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係